

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「保育新制度セミナーStageⅢ 関西・大阪会場、関東・新横浜会場 参加申込受付中です～平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援新制度施行を踏まえ、今後の事業運営に求められる取り組み～」～6 月 1 日、九州・福岡会場には 350 名が参加。新制度施行後、求められる対応や、社会福祉法人制度改革の動向を把握～…………… 1
- ・子ども・子育て支援新制度に関する「投書箱（質問の受付）」の設置
～全保協ホームページで、新制度に関する質問等を受け付けます～…………… 3
- ・毎月の支給を求める、事務連絡「施設型給付等の支払いの円滑な実施について」発出…………… 5

◆ 「保育新制度セミナーStageⅢ

6 月 8 日関西・大阪会場、6 月 11 日関東・新横浜会場

参加申込 受付中です

～平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援新制度施行を踏まえ、今後の事業運営に求められる取り組み～ ◆

～6 月 1 日、九州・福岡会場には 350 名が参加、新制度施行後、求められる対応や、社会福祉法人制度改革の動向を把握～

平成 27 年 6 月 1 日、ホテルニューオータニ博多（福岡県福岡市）で「保育新制度セミナーStageⅢ【九州会場】」が開催され、九州地域を中心に約 350 名の参加がありました。

セミナーでは、子ども・子育て支援新制度施行後、今後の保育現場に求められる取り組みや、今国会に法案提出されている「社会福祉法人制度改革」の最新の動向について説明・解説があり、これからの地域ニーズに保育関係者がいかにして応えていくか、考えを深める機会となりました。



全保協の取組を報告する 万田 康 会長

全保協 万田会長の報告では、今年度の全保協の取組として、以下を挙げました。

- 公定価格試算システムの平成 28 年度公定価格への迅速な対応
- 子ども・子育て新制度の理解と今後の取り組みに資する「解説資料」の作成
⇒会報ぜんほきょう 7 月号に付録として同封送付いたします。
- 子ども・子育て支援新制度に関する「投書箱（質問の受付）」の設置
⇒本ニュース後段に詳細があります。

なお、関西会場【大阪（6月8日）】、関東会場【新横浜（6月11日）】は、まだ会場定員に若干の余裕がございます。

お申込みをご希望の方は、全保協ホームページからお申込書をダウンロードの上、東武トップツアーズ(株)へ FAX (03-5212-7096) お申し込みください。

1. 日程・会場

開催地	日程	会場
関西会場	平成 27 年 6 月 8 日（月）	大阪国際会議場（大阪府大阪市）
関東会場	平成 27 年 6 月 11 日（木）	新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）

2. 参加費 5,000 円（資料代込）

※期日直前の各会場のお申込み状況については、お問い合わせの程お願い申し上げます。

【本セミナーの特徴】

- 子ども・子育て支援新制度施行直後に踏まえておくべき内容が把握できます。
- 法人制度改革（社会福祉法等の一部を改正する法律案）の最新動向が理解できます。
- 全保協で作成した、保育所分も計算できる『公定価格 試算表示システム』を紹介します。
※国では、幼稚園・認定こども園分の試算ソフトしか公開していません。
- 地域区分や加算額の区分表を備えた『平成 27 年度単価表』を資料配布します。

詳細は本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問い合わせ先】 全国保育協議会事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509

E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

◆子ども・子育て支援新制度に関する「投書箱（質問の受付）」の設置◆

～全保協ホームページで、新制度に関する疑問を受け付けます～

この度、全保協のホームページ「会員のコーナー」に、新制度への質問を受け付ける機能を新たに追加しました。

子ども・子育て支援新制度が4月に施行されて以降、さまざまな事柄の取り扱いについて、施設が所在する所管の市町村行政の対応を含めて、多くの混乱が起こっている状況があります。

国の子ども・子育て会議や、すでに示されている「新制度に対するよくある質問と回答（いわゆるFAQ(エフエーキュー)）」によって、取り扱いが確定している内容に関しても、誤解が生じている実態も少なからずあると聞いています。

こうした疑問に対応するため、全保協のホームページ「会員のコーナー」に、新制度への質問を受け付ける機能を新たに追加いたしました。制度の内容に関する疑問等についてお送りいただきますと、所要の確認を経た上で、ご回答をお返しいたします。内容によっては、厚生労働省等への照会・確認が必要な場合もありますので、1～2週間程度の期間を見込んでいただきますようお願い申し上げます。

また、いただいたご質問を踏まえて、新たな国への要望につなげていくことも検討します。

現場で起こっている実態を、適切に国につなげ、改善をはかっていくためにも、皆さまからのお声をぜひお寄せいただければと存じます。

【実際のホームページ画面のイメージ】

全保協ホームページ <http://www.zenhokyo.gr.jp/>

> 会員のコーナー > 新制度「投書箱」

The screenshot shows the homepage of the National Association of Child Care and Education (Zenhokyo). The header includes the organization's name and contact information. The main content area is divided into several sections: 'Childcare facilities you should know', 'All-Insurance Association', 'Various surveys and reports', 'New Information', and 'Member's Corner'. A blue callout box with white text says 'Click here to log in to the member's corner.' An arrow points from this box to the 'New System Mailbox' link in the 'Member's Corner' section. The 'New Information' section features a 'New' badge and a link to the '2017 Annual Conference and Meeting Overview'.

【質問入力画面のイメージ】

各項目をご記入いただきましたら、**内容確認**ボタンをクリックし、内容ご確認のうえ、**送信ボタン**を押してください。

子ども・子育て支援新制度 実施運営上の質問(投書箱)

※ご連絡後、受信確認のメールを3営業日以内にお送りします。(※土、日、祝祭日休業)
いただいた質問には、一定期間(1~2週間)で回答する予定です。
内容によっては確認にお時間を要する場合がありますので予めご了承の程お願い申し上げます。

★印のついている項目は入力・選択必須項目です。

英数字以外の半角文字や、機種依存文字(丸数字、ローマ数字、**株**等)は送信時に文字化けする場合がありますので、使用しないようお願い申し上げます。

★ご質問の項目	<input type="text" value="- 選択して下さい -"/>
★ご質問の内容	<input type="text"/>
★都道府県または指定都市名	<input type="text"/>
法人名	<input type="text"/>
★施設名	<input type="text"/>
★TEL	<input type="text"/>
★FAX	<input type="text"/>
★E-MAIL	<input type="text"/>
★ご連絡先担当者名	<input type="text"/>
<input type="button" value="内容確認"/>	

◆毎月の支給を求める、事務連絡「施設型給付等の支払いの円滑な実施について」発出◆

子ども・子育て支援新制度の施行から約2か月が経過しましたが、一部の施設・事業者への、本来支払われるべき施設型給付の額に不足がある状況がみられることから、内閣府・厚生労働省・文部科学省の一府二省連名で、標記事務連絡が都道府県・指定都市・中核市宛に発出されました。

各会員におかれましては、各種加算の申請、処遇改善等加算の加算率の認定に係る申請等、所要の手続きを遺漏なく進めていただくとともに、各自治体の実態を把握しながら、必要な対応を図っていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

施設型給付等の支払いの円滑な実施について（依頼）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等（私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。）の支払いについては、平成27年4月9日付け事務連絡「施設型給付等の支払いについて（依頼）」（以下「4月9日付け事務連絡」という。）においてその留意事項をお知らせしたところですが、一部の施設・事業者からは未だに、施設型給付等が本来支払われるべき額に不足していること等から、夏季賞与を含めた職員給与の支払いに支障が生じ、このままでは支給認定子どもに対する教育・保育の提供に影響を生じかねないなどの不安の声が寄せられているところです。

つきましては、下記の点にご留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡について、貴管内市町村に周知していただき、実情を把握の上、適切な対応が図られるよう、指導・助言していただくようお願いいたします。

記

1. 4月9日付け事務連絡で依頼したとおり、施設型給付等の支給については、法令上は毎月支給するものとされていることから、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要があること。また、支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮していただきたいこと。
2. 処遇改善等加算については、原則として都道府県知事が加算の認定を行うこととされているが、これについても1. のとおりの取扱いとしていただきたいこと。このため、各都道府県において各施設・事業者ごとの暫定的な加算率の見通しを示す等の対応をしていただきたいこと。

問合せ先：
内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL:03-6257-3092, FAX:03-3581-0992